

香川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第31号

香川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
香川県公害防止条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第9条）</p> <p>第2章 <u>公害の防止等に関する規制（第10条—第35条）</u></p> <p>第3章 <u>地球温暖化対策（第36条—第40条）</u></p> <p>第4章 <u>自動車等の排出ガス対策（第41条—第44条）</u></p> <p>第5章 <u>その他の生活環境への負荷の低減（第45条—第47条）</u></p> <p>第6章 雑則（第48条—第53条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県生活環境の保全に関する条例</u>（昭和46年香川県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ばい煙有害物質）</p> <p>第3条 <u>条例第2条第3項第3号</u>の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県公害防止条例施行規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第9条）</p> <p>第2章 <u>特定工場等に関する規制（第10条—第29条）</u></p> <p>第3章 <u>特定工場等以外の公害発生源に関する規制（第30条—第34条）</u></p> <p>第4章 雑則（第35条—第38条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県公害防止条例</u>（昭和46年香川県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ばい煙有害物質）</p> <p>第3条 <u>条例第2条第2項第3号</u>の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

(ばい煙発生施設)

第4条 条例第2条第4項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(粉じん発生施設)

第5条 条例第2条第6項の規則で定める施設は、別表第2に掲げる施設とする。

(汚水等排出施設)

第6条 条例第2条第8項の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(汚水等有害物質)

第7条 条例第2条第8項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)・(2) 略

(3) 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N) に限る。以下同じ。)

(4)～(7) 略

(8) ポリ塩化ビフェニル (別名P C B)

(9) トリクロロエチレン

(10) テトラクロロエチレン

(11) ジクロロメタン (別名塩化メチレン)

(12) 四塩化炭素

(13) 1, 2-ジクロロエタン

(14) 1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)

(15) シス-1, 2-ジクロロエチレン

(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン

(17) 1, 1, 2-トリクロロエタン

(18) 1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D)

(19) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム。以

(ばい煙発生施設)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(粉じん発生施設)

第5条 条例第2条第5項の規則で定める施設は、別表第2に掲げる施設とする。

(汚水等排出施設)

第6条 条例第2条第7項の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(汚水等有害物質)

第7条 条例第2条第7項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)・(2) 略

(3) 有機^燐化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N) に限る。)

(4)～(7) 略

下「チウラム」という。)

(20) 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT。以下「シマジン」という。)

(21) N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ。以下「チオベンカルブ」という。)

(22) ベンゼン

(23) セレン及びその化合物

(24) ほう素及びその化合物

(25) ふっ素及びその化合物

(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(水素イオン濃度等の項目)

第8条 条例第2条第8項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

(1)~(4) 略

(5) フェノール類含有量

(6)~(10) 略

(11) 大腸菌群数

(12) 窒素又はりん含有量

(振動発生施設)

第9条 条例第2条第11項の規則で定める施設は、別表第4に掲げる施設とする。

第2章 公害の防止等に関する規制

(硫黄酸化物の排出基準)

第10条 条例第5条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

(水素イオン濃度等の項目)

第8条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

(1)~(4) 略

(5) フェノール類含有量

(6)~(10) 略

(11) フッ素含有量

(12) 大腸菌群数

(振動発生施設)

第9条 条例第2条第9項の規則で定める施設は、別表第4に掲げる施設とする。

第2章 特定工場等に関する規制

(いおう酸化物の排出基準)

第10条 条例第15条第1項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 別表第5の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値
略

2 条例第5条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

略

(ばいじん排出基準)

第11条 条例第5条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6右欄に掲げるとおりとする。

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

第12条 条例第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書(第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第6条第2項(条例第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(氏名の変更等の届出)

第13条 条例第11条(条例第22条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあってはばい煙発生施設(粉じん発生施設・汚水等排出施設)使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(承継の届出)

第14条 条例第12条第3項(条例第22条、第34条及び第43条第3項(条例第56条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による届出は、承継届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(条例第13条第2項の規則で定める施設)

第15条 条例第13条第2項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)

K 別表第5の中欄に掲げる地域ごとに当該右欄に掲げる値
略

2 条例第15条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

略

(ばいじん排出基準)

第11条 条例第15条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6右欄に掲げるとおりとする。

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

第12条 条例第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書(第1号様式)を知事に提出してしなければならない。

2 条例第16条第2項(条例第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(氏名の変更等の届出)

第13条 条例第21条(条例第32条及び第43条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第16条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあってはばい煙発生施設(粉じん発生施設・汚水等排出施設)使用廃止届出書(第3号様式)を知事に提出してしなければならない。

(承継の届出)

第14条 条例第22条第3項(条例第32条、第43条及び第51条第3項(第62条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による届出は、承継届出書(第4号様式)を知事に提出してしなければならない。

(条例第23条第2項の規則で定める施設)

第15条 条例第23条第2項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)

の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(ばい煙量等の測定義務者等)

第16条 条例第15条の規則で定めるばい煙排出者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

2 条例第15条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第5の備考に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。

(2) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第5の備考に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

(3)・(4) 略

(緊急時等)

第17条 条例第16条の規則で定める場合は、別表第7の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 条例第16条の規定による命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行うものとする。

3 略

4 前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、併せて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

5 略

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第18条 条例第18条第1項及び第3項並びに第19条第1項の規定による届出は、粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書(第6号様式)により行わ

の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(ばい煙量等の測定義務者等)

第16条 条例第25条の規則で定めるばい煙排出者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

2 条例第25条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

(1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第5の備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。

(2) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第5の備考に掲げるいおう含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

(3)・(4) 略

(緊急時等)

第17条 条例第26条の規則で定める場合は、別表第7の左欄に掲げる物質ごとに当該右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 条例第26条の規定による命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行うものとする。

3 略

4 前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、あわせて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

5 略

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第18条 条例第28条第1項及び第3項並びに第29条第1項の規定による届出は、粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書(第6号様式)を知事に提

なければならない。

2 条例第18条第2項(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第19条 条例第20条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第8の中欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第20条 条例第24条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第9の左欄に掲げる汚水等有害物質ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第10の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第21条 条例第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による届出は、汚水等排出施設設置(使用・変更)届出書(第7号様式)により行わなければならない。

2 条例第25条第2項(条例第26条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(条例第30条第2項の規則で定める施設)

第22条 条例第30条第2項(条例第31条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(排出水の汚染状態の測定義務者等)

第23条 条例第32条第1項の規則で定める排出水を排出する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

出してしなければならない。

2 条例第28条第2項(条例第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第19条 条例第30条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第8の中欄に掲げる施設ごとに当該右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第20条 条例第33条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第9の左欄に掲げる汚水等有害物質ごとに当該右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第10の左欄に掲げる項目ごとに当該右欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する排出基準は、別表第11の中欄に掲げる汚水等有害物質又は項目ごとに当該右欄に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第21条 条例第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出は、汚水等排出施設設置(使用・変更)届出書(第7号様式)を知事に提出してしなければならない。

2 条例第34条第2項(条例第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(条例第39条第2項の規則で定める施設)

第22条 条例第39条第2項(条例第40条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(排出水の汚染状態の測定義務者等)

第23条 条例第41条第1項の規則で定める排出水を排出する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

2 条例第32条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(緊急時等)

第24条 条例第33条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な湧水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（第7条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 条例第33条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(特定有害物質)

第25条 条例第35条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1) カドミウム及びその化合物

(2) 六価クロム化合物

(3) シマジン

(4) シアン化合物

(5) チオベンカルブ

(6) 四塩化炭素

(7) 1, 2-ジクロロエタン

(8) 1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）

(9) シス-1, 2-ジクロロエチレン

(10) 1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）

(11) ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

(12) 水銀及びその化合物

(13) セレン及びその化合物

(14) テトラクロロエチレン

(15) チウラム

(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン

2 条例第41条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(緊急時等)

第24条 条例第42条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な湧水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準（以下この項において「水質環境基準」という。）において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（第7条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 条例第42条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) トリクロロエチレン
- (19) 鉛及びその化合物
- (20) 砒素及びその化合物
- (21) ふっ素及びその化合物
- (22) ベンゼン
- (23) ほう素及びその化合物
- (24) ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- (25) 有機りん化合物

(騒音発生施設の設置等の届出)

第26条 条例第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置 (使用・変更) 届出書 (第9号様式) により行わなければならない。

2 条例第38条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第38条第2項 (条例第39条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。) の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第40条ただし書に規定する規則で定める範囲)

第27条 条例第40条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第28条 条例第42条 (条例第56条において準用する場合を含む。) の規定による届出は、条例第38条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名 (名称・住所・所在地) 変更届出書 (第2号様式) を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設 (振動発生施設) 使用全廃届出書 (第10号様式) により行わなければならない。

(騒音発生施設の設置等の届出)

第25条 条例第46条第1項、第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置 (使用・変更) 届出書 (第9号様式) を知事に提出してしなければならない。

2 条例第46条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第46条第2項 (条例第47条第2項及び第48条第2項において準用する場合を含む。) の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第48条ただし書に規定する規則で定める範囲)

第26条 条例第48条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第46条第1項、第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第27条 条例第50条 (条例第62条において準用する場合を含む。) の規定による届出は、条例第46条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名 (名称・住所・所在地) 変更届出書 (第2号様式) を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設 (振動発生施設) 使用全廃届出書 (第10号様式) を知事に提出してしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第29条 条例第46条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第46条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建設作業の種類
- (3) 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
- (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第46条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

(振動の規制基準)

第30条 条例第49条第1項の振動の規制基準は、別表第11のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第31条 条例第50条第1項、第51条第1項又は第52条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置（使用・変更）届出書（第12号様式）により行わなければならない。

2 条例第50条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第50条第2項（条例第51条第2項及び第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

(振動の規制基準)

第28条 条例第55条第1項の振動の規制基準は、別表第12のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第29条 条例第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置（使用・変更）届出書（第11号様式）を知事に提出してしなければならない。

2 条例第56条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第56条第2項（条例第57条第2項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

第32条 条例第57条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

- (1) 化学物質管理の方針
- (2) 管理計画の策定
- (3) 組織体制の整備
- (4) 教育、訓練の実施
- (5) 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

2 条例第57条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第33条 条例第57条第2項、第58条第1項及び第86条第3号の規則で定める者は、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の第一種指定化学物質（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）とする。

(管理方針等の提出等)

第34条 条例第57条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第32条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、過去に条例第57条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

2 第32条第2項の規定は、条例第57条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。

3 条例第57条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第35条 条例第58条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事

業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 第一種指定化学物質管理の方針
- (2) 第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法
- (3) 第一種指定化学物質管理の体制
- (4) 従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項
- (5) 第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
- (6) 事故発生時の措置等
- (7) その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

2 条例第58条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書（第13号様式）により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

3 第32条第2項の規定は、条例第58条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。

4 条例第58条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書（第14号様式）により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

（地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表）

第36条 条例第60条第2項及び第61条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

（地球温暖化対策計画の作成義務者等）

第37条 条例第63条第1項及び第86条第4号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所（県内に所在するものに限る。）を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事

業の許可を受けた者（県内に路線を有する者に限る。）であって、当該鉄道事業の用に供する車両の前年度の末日における数が50両以上であるもの

（地球温暖化対策計画の作成等）

第38条 条例第63条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間として、作成しなければならない。

- 2 条例第63条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書（第15号様式）により行わなければならない。
- 3 第32条第2項の規定は、条例第63条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第63条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書（第16号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第63条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第17号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第39条 条例第66条の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

- （1） エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹き形で、ウィンド形のもの、ウォール形のもの及び壁掛け形のことをいう。以下同じ。）
- （2） テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）
- （3） 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）

（省エネルギー性能の表示）

第40条 条例第66条の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- （1） エアコンディショナー
 - ア 表示の作成年度

イ 多段階評価（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-1イに定める多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示1-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）

エ 製造事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第77条に定める製造事業者等をいう。以下同じ。）の名称

オ 機種名

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1-1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(2) テレビジョン受信機

ア 表示の作成年度

イ 多段階評価（告示3-1イに定める多段階評価をいう。）

ウ 省エネルギーラベル（告示3-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）

エ 製造事業者等の名称

オ 機種名

カ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示3-1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

(3) 電気冷蔵庫

ア 表示の作成年度

イ 使用している冷媒の種類

ウ 多段階評価（告示7-1イに定める多段階評価をいう。）

エ 省エネルギーラベル（告示7-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）

オ 製造事業者等の名称

カ 機種名

キ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示7-1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）

第4章 自動車等の排出ガス対策

(原動機の停止の特例)

第41条 条例第71条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合

とする。

- (1) 緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合
- (3) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停車する場合
- (4) 人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合
- (5) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車等の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合

（情報提供すべき環境に係る事項）

第42条 条例第74条の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量
 - ア 二酸化炭素
 - イ 一酸化炭素
 - ウ 炭化水素
 - エ 窒素酸化物
 - オ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車等に限る。）
- (2) 燃料の種別及び燃料消費率
- (3) その他自動車等の排出ガスに関する項目

（自動車排出ガス対策計画の作成義務者等）

第43条 条例第75条第1項及び第86条第5号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

（自動車排出ガス対策計画の作成等）

第44条 条例第75条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 事業所ごとの自動車の使用台数

- (2) 自動車の使用に伴う大気環境への負荷の低減を図るための方針
- (3) 排出ガスの排出量が少ない自動車の導入に係る事項
- (4) 自動車の適正な整備及び運転の実施に係る事項
- (5) 自動車の使用の抑制に係る事項
- (6) 自動車排出ガス対策計画の推進体制

2 条例第75条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書（第18号様式）により行わなければならない。

3 第32条第2項の規定は、条例第75条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。

4 条例第75条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書（第19号様式）により行わなければならない。

5 条例第75条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書（第20号様式）により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第45条 条例第77条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

（条例第78条の規則で定める営業を営む者）

第46条 条例第78条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業を営む者
- (2) 食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業を営む者
- (3) ボーリング場営業を営む者

（条例第80条の規則で定める物質）

第47条 条例第80条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1)～(6) 略

第3章 特定工場等以外の公害発生源に関する規制

（条例第64条の規則で定める物質）

第30条 条例第64条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1)～(6) 略

(夜間における拡声機の使用制限の特例)

第31条 条例第65条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

(条例第66条の規則で定める営業を営む者)

第32条 条例第66条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業を営む者
- (2) 食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業を営む者
- (3) ポーリング場営業を営む者

(特定建設作業の実施の届出)

第33条 条例第67条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第12号様式)を知事に提出してしなければならない。

2 条例第67条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定建設作業の種類
 - (3) 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
 - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第67条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(条例第69条の規則で定める工場又は事業場)

第34条 条例第69条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するば

第6章 雑則

(条例第83条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第48条 条例第83条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第49条 条例第83条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第21号様式）により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第50条 条例第87条第2項の身分を示す証明書は、第22号様式による。

(条例第88条の規則で定める工場又は事業場)

第51条 条例第88条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第10項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

い煙発生施設又は同条第5項に規定する粉じん発生施設を設置する工場又は事業場

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

(4) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山

(5) 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の適用を受ける工場又は事業場

第4章 雑則

(条例第70条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第35条 条例第70条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第35条の2 条例第70条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第13号様式）を知事に提出してしなければならない。

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

(4) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山

(5) 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の適用を受ける工場又は事業場

(受理書の交付)

第52条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第50条第1項、第51条第1項又は第52条第1項の届出を受理したときは、受理書（第23号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

第53条 略

別表第3（第6条、第22条、第48条関係）
略

別表第5（第10条、第16条関係）

略

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

(1) 日本工業規格（以下「規格」という。）K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法

(2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

(受理書の交付)

第36条 知事は、条例第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第28条第1項若しくは第3項、第29条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の届出を受理したときは、受理書（第14号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

第37条 略

(立入検査の身分証明書の様式)

第38条 条例第71条第2項の身分を示す証明書は、第15号様式による。

別表第3（第6条、第22条、第35条関係）
略

別表第5（第10条、第16条関係）

略

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算定される第10条第1項のいおう酸化物の量は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0103に定める方法によりいおう酸化物濃度及び規格Z8808に定める方法により排出ガスを測定し、又はアイソトープ法、規格K2273に定める酸素法、規格K2541に定める空気法若しくは規格K2263に定めるポンプ法により燃料のいおう含有率を測定して算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

別表第7 (第17条関係)

硫黄酸化物	略
略	
備考	
1 略	
(1) 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器	
(2) 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器	
(3) 略	
(4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器	
(5) オキシダント 規格B7957に定める濃度の中性りん酸塩緩衝よう化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であって規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器	
2 浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。	
3 オキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他よう化カリウムと反応してよう素を遊離させる酸化性物質とする。	

別表第9 (第20条関係)

略	
有機りん化合物	略
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム
略	
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1ミリグラム

別表第7 (第17条関係)

いおう酸化物	略
略	
備考	
1 略	
(1) いおう酸化物 溶液導電率法によるいおう酸化物測定器	
(2) 浮遊粒子状物質 光散乱法による浮遊粒子状物質濃度測定器	
(3) 略	
(4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法による二酸化窒素測定器	
(5) オキシダント 中性沃化カリウム又は中性臭化カリウムの反応を利用した比色法又はクローメトリ法によるオキシダント測定器	
2 浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10ミクロン以下であるものとする。	
3 オキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウム又は臭化カリウムと反応して沃素又は臭素を遊離させる酸化性物質とする。	

別表第9 (第20条関係)

略	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	略
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛1 ミリグラム
略	
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.5ミリグラム

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005ミリグラム
略	
<u>ポリ塩化ビフェニル</u>	1リットルにつき0.003 ミリグラム
<u>トリクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.3 ミリグラム
<u>テトラクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.1 ミリグラム
<u>ジクロロメタン</u>	1リットルにつき0.2 ミリグラム
<u>四塩化炭素</u>	1リットルにつき0.02 ミリグラム
<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	1リットルにつき0.04 ミリグラム
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.2 ミリグラム
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.4 ミリグラム
<u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u>	1リットルにつき3ミ リグラム
<u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u>	1リットルにつき0.06 ミリグラム
<u>1, 3-ジクロロプロペン</u>	1リットルにつき0.02 ミリグラム
<u>チウラム</u>	1リットルにつき0.06 ミリグラム
<u>シマジン</u>	1リットルにつき0.03 ミリグラム
<u>チオベンカルブ</u>	1リットルにつき0.2 ミリグラム
<u>ベンゼン</u>	1リットルにつき0.1 ミリグラム
<u>セレン及びその化合物</u>	1リットルにつきセレ

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀につき検出されな いこと。
略	

	ン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	<u>海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム</u> <u>海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム</u>
ふっ素及びその化合物	<u>海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム</u> <u>海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム</u>
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<u>1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム</u>
備考	
<u>1 検定方法は、排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法による。</u> <u>2 「検出されないこと。」とは、1に掲げる検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</u>	

別表第10（第20条関係）

水素イオン濃度（水素指数）	<u>海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下</u> <u>海域に排出されるもの5.0以上9.0以下</u>
略	

備考 「検出されないこと。」とは、別表第11に掲げる検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

別表第10（第20条関係）

水素イオン濃度（水素指数）	<u>海域以外の公共用水域に排出させるもの5.8以上8.6以下</u> <u>海域に排出されるもの5.0以上9.0以下</u>
略	

フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	略
略	
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	<u>2</u>
略	
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	略
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	<u>120 (日間平均60)</u>
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	<u>16 (日間平均8)</u>
備考 1 検定方法は、排水基準に係る検定方法に定める方法による。 2～4 略	

フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	略
略	
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	<u>5</u>
略	
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
砒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	略
備考 <u>1～3</u> 略	

別表第11 (第20条関係)

<u>1</u>	カドミウム及びその化合物	規格K0102 (以下この表において「規格K」という。) 40・1に該当する方法
<u>2</u>	シアン化合物	規格K29・1・2及び規格K29.3に該当する方法
<u>3</u>	有機 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	規格K23に該当する方法 (メチルジメトンにあつては、昭和46年経済企画庁告示第21号附表第1に掲げる方法)
<u>4</u>	鉛及びその化合物	規格K39・1に該当する方法
<u>5</u>	六価クロム化合物	規格K51・2・1に該当する方法
<u>6</u>	砒 ^ひ 素及びその化合物	規格K48に該当する方法

7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年経済企画庁告示第21号附表第2に掲げる方法
8	アルキル水銀化合物	昭和46年経済企画庁告示第21号附表第3の第1又は第2に掲げる方法
9	水素イオン濃度	規格K8に該当する方法
10	生物化学的酸素要求量	規格K16に該当する方法
11	化学的酸素要求量	規格K13に該当する方法
12	浮遊物質	規格K10・2・1のAに該当する方法
13	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	昭和46年経済企画庁告示第21号附表第4に掲げる方法
14	フェノール類含有量	規格K20に該当する方法
15	銅含有量	規格K37・1に該当する方法
16	亜鉛含有量	規格K38・1に該当する方法
17	溶解性鉄含有量	規格M0202の3・1・4の(2)及び規格K47・1に該当する方法
18	溶解性マンガン含有量	規格M0202の3・1・4の(2)及び規格K46に該当する方法
19	クロム含有量	規格K51・1・1に該当する方法
20	砒素含有量	規格K28に該当する方法
21	大腸菌群数	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に規定する方法

別表第12 (第28条関係)
略

別表第11 (第30条関係)
略

第1号様式（第12条関係）

ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第6条第1項（第7条第1項・第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第1に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

第1号様式（第12条関係）

ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県公害防止条例第16条第1項（第17条第1項・第18条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、香川県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事の着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規	伝熱面積 (㎡)		
	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 t/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (㎡)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	触媒に附着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
模	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (KA)		
	ポンプの動力 (KW)		

備考 1 略

2 規模の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第1に掲げる施設に規定する項目について記載すること。

備考 3 略

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事の着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規	伝熱面積 (㎡)		
	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 t/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (㎡)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	触媒に附着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
模	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (KA)		
	ポンプの動力 (KW)		

備考 1 略

2 規模の欄には、香川県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる施設に規定する項目について記載すること。

備考 3 略

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/日 回/日 日/月		時～時 時間/日 回/日 日/月	
	季節変動				
原材料発 生に影 響のあ るもの に限 る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合 (%)	硫黄分 カドミウ ム分	鉛分 ふっ素分	硫黄分 カドミウ ム分	鉛分 ふっ素分
燃料又は電力	1日の使用量				
	種類				
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	硫黄分	灰分	硫黄分
	発熱量 通常の使用量 (t/h)				
混焼割合					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
排出ガス温度 (°C)					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	硫酸化物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	硫酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考 略

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/日 回/日 日/月		時～時 時間/日 回/日 日/月	
	季節変動				
原材料発 生に影 響のあ るもの に限 る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合 (%)	いおう分 カドミウ ム分	鉛分 ふっ素分	いおう分 カドミウ ム分	鉛分 ふっ素分
燃料又は電力	1日の使用量				
	種類				
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	灰分	いおう分
	発熱量 通常の使用量 (t/h)				
混焼割合					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
排出ガス温度 (°C)					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	いおう酸化物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考 略

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
設置	年月日	年月日	年月日		
工事の着手予定	年月日	年月日	年月日		
使用開始予定	年月日	年月日	年月日		
ばい煙の濃度	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	通常	大常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		硫黄酸化物 (容量比ppm)	処理前	処理後	
		カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		塩素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
	ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	大常
			処理前	処理後	
	補集効率 (%)	ばいじん			
		硫黄酸化物			
		カドミウム及びその化合物			
		塩素			
塩化水素					
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素					
鉛及びその化合物					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時~時 時間/回 回/日 日/月	時~時 時間/回 回/日 日/月	時~時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
排出口の実高さ	Ho(m)				
補正された排出口の高さ	He(m)				
排出速度	(m/s)				

- 備考 1・2 略
 3 補正された排出口の高さHeは、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第10条第2項の算式により算定すること。
 4 略

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
設置	年月日	年月日	年月日		
工事の着手予定	年月日	年月日	年月日		
使用開始予定	年月日	年月日	年月日		
ばい煙の濃度	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	通常	大常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前	処理後	
		カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		塩素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
		鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	処理後	
	ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	大常
			処理前	処理後	
	補集効率 (%)	ばいじん			
		いおう酸化物			
		カドミウム及びその化合物			
		塩素			
塩化水素					
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素					
鉛及びその化合物					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時~時 時間/回 回/日 日/月	時~時 時間/回 回/日 日/月	時~時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
排出口の実高さ	Ho(m)				
補正された排出口の高さ	He(m)				
排出速度	(m/s)				

- 備考 1・2 略
 3 補正された排出口の高さHeは、香川県公害防止条例施行規則第10条第2項の算式により算定すること。
 4 略

第2号様式（第13条、第28条関係）

氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）（第42条（第56条において準用する場合を含む。））の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第13条関係）

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）

使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第2号様式（第13条、第27条関係）

氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、香川県公害防止条例第21条（第32条及び第43条において準用する場合を含む。）又は第50条（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第13条関係）

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）

使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）の使用を廃止したので、香川県公害防止条例第21条（第32条及び第43条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第14条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

印

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条及び第43条第3項（第56条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
施設の種類		※施設番号		
施設の設置場所		※備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
承継の原因				

備考 略

第4号様式（第14条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

印

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県公害防止条例第22条第3項（第32条、第43条、第51条第3項（第62条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
施設の種類		※施設番号		
施設の設置場所		※備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住所			
承継の原因				

備考 略

第5号様式（第16条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定年月日 及び時刻 (開始時刻 ～終了時刻)	測定者	測定 箇所	測定 方法	ばい煙 発生施 設の使 用状況	使用燃料 の種類及 び硫黄分 (重量比 %)	排出ガス量 (Nm ³ /h)		硫黄酸化物 の量 (Nm ³ /h)		硫黄酸化物 の濃度 (ppm)		ばいじん (g/Nm ³)		備考
						平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	

第6号様式（第18条関係）

粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第18条第1項（第18条第3項・第19条第1項）の
規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 粉じん発生施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規
則別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2～5 略

別紙 略

第5号様式（第16条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定年月日 及び時刻 (開始時刻 ～終了時刻)	測定者	測定 箇所	測定 方法	ばい煙 発生施 設の使 用状況	使用燃料 の種類及 びばい 煙の分 (重量比 %)	排出ガス量 (Nm ³ /h)		いおう酸化 物の量 (Nm ³ /h)		いおう酸化 物の濃度 (ppm)		ばいじん (g/Nm ³)		備考
						平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	

第6号様式（第18条関係）

粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

香川県公害防止条例第28条（第28条第3項・第29条）の規定により、粉じん発生施設
について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 粉じん発生施設の種類の欄には、香川県公害防止条例施行規則別表第2に掲
げる項番号及び名称を記載すること。

2～5 略

別紙 略

第7号様式（第21条関係）

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第25条第1項（第26条第1項・第27条第1項）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 汚水等排出施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる名称を記載すること。

2・3 略

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

5 略

別紙1～別紙3 略

第7号様式（第21条関係）

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県公害防止条例第34条第1項（第35条第1項・第36条第1項）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 汚水等排出施設の種類の欄には、香川県公害防止条例施行規則別表第3に掲げる名称を記載すること。

2・3 略

4 届出書及び用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

5 略

別紙1～別紙3 略

第9号様式（第26条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第38条第1項（第39条第1項・第40条第1項）の
規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第10号様式（第28条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊦

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保
全に関する条例第42条（第56条において準用する場合を含む。）の規定により、次のと
おり届け出ます。

略

備考 略

第9号様式（第25条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊦

香川県公害防止条例第46条第1項（第47条第1項、第48条第1項）の規定により、騒
音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第10号様式（第27条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊦

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県公害防止条例
第50条（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第11号様式（第29条関係）

振動発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県公害防止条例第56条第1項（第57条第1項、第58条第1項）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号		
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容			※施設番号		
常時使用する従業員数			※審査結果		
振動の防止の方法	別紙のとおり		※備考		
振動発生施設の種別	型式	公称能力	数	使用開始時刻（時分）	使用終了時刻（時分）

- 備考
- 1 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 2 振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
 - 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式 (第29条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第46条第1項 (第46条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第12号様式 (第33条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

特定建設作業を実施するので、香川県公害防止条例第67条第1項 (第67条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第12号様式（第31条関係）

振動発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第50条第1項（第51条第1項・第52条第1項）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※施設番号	
常時使用する従業員数		※審査結果	
振動の防止の方法	別紙のとおり	※備考	
振動発生施設の種類	型式	公称能力	数

- 備考 1 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式（第35条関係）

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第58条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

計画期間	年 月 日～年 月 日
化学物質適正管理計画	第一種指定化学物質管理の方針
	第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法
	第一種指定化学物質管理の体制
	従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項
	第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
	事故発生時の措置等
	その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式 (第35条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第58条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
計画変更年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表予定年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表の方法		
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第38条関係）

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者
住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第63条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	
計画期間	年度 ～ 年度
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式（第38条関係）

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第63条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の主たる業種		
事業所の名称及び所在地		
変更の内容	変更前	変更後
計画変更年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表予定年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表の方法		
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第38条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第63条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況	
実施状況の公表予定年月日	年 月 日
実施状況の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第18号様式（第44条関係）

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第75条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

主たる事業所の名称	
主たる事業所の所在地	
計 画 の 内 容	
計 画 期 間	年度 ～ 年度
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式（第44条関係）

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

自動車排出ガス対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第75条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

主たる事業所の名称		
主たる事業所の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
計画変更年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表予定年月日	年 月 日	
変更後の計画の公表の方法		
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第20号様式（第44条関係）

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第75条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

主たる事業所の名称	
主たる事業所の所在地	
自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置	
実施した措置の公表予定年月日	年 月 日
実施した措置の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第21号様式（第49条関係）

公害防止責任者設置（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第83条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第13号様式（第35条の2関係）

公害防止責任者設置（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県公害防止条例第70条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式（第50条関係）

表

←----- 12センチメートル ----->		
第 号		
香川県生活環境の保全に関する条例第87条第2項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
香川県知事		印

↑
8センチメートル
↓

裏

香川県生活環境の保全に関する条例（抜粋）

第87条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (3) 前条第3号から第5号までに規定する者の工場又は事業場
- (4) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第87条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第23号様式 (第52条関係)

略

第14号様式 (第36条関係)

略

第15号様式 (第38条関係)

表

12センチメートル

第 号

香川県公害防止条例第71条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

裏

香川県公害防止条例抜すい

第71条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等を設置している者、屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させている者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、大気汚染特定物質発生施設の事故の状況、屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させる行為の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、特定工場等、屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させている場所若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工場の場所に立ち入り、特定施設、大気汚染特定物質発生施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第81条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する

(2) 第71条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第10条—第55条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第56条—第62条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第63条—第69条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第70条—第72条）</p> <p>第6章 雑則（第73条—第78条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第13条 条例第11条（条例第22条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第14条 条例第12条第3項（条例第22条、第34条、第46条及び第61条第3項（条例第74条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。</p> <p>（特定有害物質）</p> <p>第25条 略</p> <p>（特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準）</p> <p>第26条 条例第36条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第10条—第35条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第36条—第40条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第41条—第44条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第45条—第47条）</p> <p>第6章 雑則（第48条—第53条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第13条 条例第11条（条例第22条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつてはばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第14条 条例第12条第3項（条例第22条、第34条及び第43条第3項（条例第56条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。</p> <p>（特定有害物質）</p> <p>第25条 略</p>

び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。

(2) 特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。

(3) 特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。

(特定有害物質の取扱量等の記録)

第27条 条例第37条の規定による記録は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定有害物質の製造等を行う施設の名称、設置場所及び使用期間

(2) 製造等を行う特定有害物質の種類及び量

(3) 特定有害物質の製造等を行う施設における作業を含む工程

(4) 特定有害物質の排出及び廃棄の方法

(汚染の状況の調査)

第28条 条例第38条第2項及び第40条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第25条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質（以下「第一種特定有害物質」という。）

土壤にあつては、土壤中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤ガス測定」という。）又は土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量測定」という。）。この場合において、土壤ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壤溶出量測定を行うこと。地下水にあつては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第25条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壤にあつては土壤溶出量測定及び土壤に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量測定」という。）、地下水にあつては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第25条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壤にあつては土壤溶出量測定、地下水にあつては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

- 2 土壤ガス測定の方法は、土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）に定める方法による。
- 3 土壤溶出量測定の方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法による。
- 4 土壤含有量測定の方法は、土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）に定める方法による。
- 5 地下水に含まれる特定有害物質の量の測定の方法は、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法による。

（土壤又は地下水の汚染に係る基準）

第29条 条例第41条及び第48条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第11の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (2) 土壤に含まれる特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

（土壤又は地下水の汚染発見時の届出）

第30条 条例第41条の規定による届出は、汚染発見届出書（第9号様式）により行わなければならない。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告）

第31条 条例第42条第1項から第3項までの規定による勧告は、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

- 2 条例第42条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第14の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合する

こととする。ただし、条例第42条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるように、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(4) 水質環境基準（特定有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

（土壌汚染関係施設）

第32条 条例第43条第1項の規則で定める施設は、別表第15の中欄に掲げる施設とする。

（土壌汚染関係施設の設置等の届出）

第33条 条例第43条第1項若しくは第44条第1項の規定による届出又は条例第45条第1項の規定による届出のうち条例第43条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出は、土壌汚染関係施設設置（使用・変更）届出書（第10号様式）により行わなければならない。

2 条例第43条第2項（条例第44条第2項及び第45条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 土壤汚染関係施設の配置図

(2) 土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場の排水口の位置及び排水の系統を示す図書

(土壤汚染関係施設の廃止等の届出)

第34条 条例第45条第1項の規定による届出のうち土壤汚染関係施設の使用の廃止の届出は、施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第45条第2項の規定による届出は、氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(土壤汚染関係施設の廃止時の調査等)

第35条 条例第47条第1項の規定による調査（以下「土壤汚染調査」という。）の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第15中欄に掲げる土壤汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

2 土壤汚染調査は、次条から第40条までに定める方法により行うものとする。

3 条例第47条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

(1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第47条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。） 当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日

(2) 条例第47条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日

(3) 確認が第41条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)

第36条 土壤汚染調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壤汚染調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）の利用の状況並

びに調査対象物質及び調査対象物質を含む固体若しくは液体（以下「調査対象物質等」という。）の製造、使用、処理又は貯蔵（以下「取扱い」という。）の状況を、調査実施者が容易に入手することができる」と認められる範囲内で把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地を調査対象物質ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 当該土地が土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第29条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「汚染土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

(2) 当該土地が土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場において調査対象物質等の取扱いに係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

(3) 前2号に掲げる土地以外の土地

（試料採取等を行う区画の選定）

第37条 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする。

(1) 前条第2項第3号に掲げる土地を含む単位区画

(2) 前条第2項第2号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める単位区画

ア 調査対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める単位区画

(ア) 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分(以下「30メートル格子」という。)に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

(イ) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画

イ 調査対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める単位区画

(ア) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画

(イ) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にあるすべての一部対象区画

(試料採取等の実施)

第38条 調査実施者は、前条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壤について、次の各号に掲げる調査対象物質の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(1) 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の量の測定(以下「土壤ガス調査」という。)

(2) 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定(以下「土壤溶出量調査」という。)並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の量の測定(以下「土壤含有量調査」という。)

(3) 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試料採取等区画の中心(第36条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。)において、土壤中の気体

(当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水)を、第28条第2項に規定する方法により採取すること。

(2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあつては第28条第2項に規定する方法、地下水にあつては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試料採取地点の表層の土壤(地表から深さ5センチメートルまでの土壤をいう。以下同じ。)及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

(2) 前号の規定により採取された表層の土壤と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤とを、同じ重量混合すること。

(3) 前条第3項第2号イ(ア)又は(イ)の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る前号の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。

(4) 第2号(前号に規定する場合は、同号)の規定により混合された土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第28条第3項に規定する方法により測定すること。

4 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号から第3号までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。

(2) 前号の規定により混合された土壤に含まれる調査対象物質の量を、第28条第4項に規定する方法により測定すること。

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壤その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第2項第1号、第3項第1号及び前項第1号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壤その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壤その他の試料の採取に代えることができる。

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第39条 調査実施者は、第37条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水

基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画（単位区画すべての区域が第36条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。）であって試料採取等区域でないものにおいて、土壤ガス調査を行うものとする。

- 2 調査実施者は、第37条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第29条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定による土壤ガス調査、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査に係る土壤その他の試料の採取について準用する。

（土壤ガス調査等の結果に伴う試料採取等）

第40条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに汚染土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該調査対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

- 2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該地点において、表層の土壤、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤（深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）の採取を行うこと。
 - (2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第28条第3項に規定する方法により測定すること。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

- 第41条 確認を受けようとする者は、確認申請書（第12号様式）により、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、確認を行うものとする。

(1) 工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 当該土壤汚染関係施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場を設置している者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地として利用され、又はこれと一体として管理されること。

3 知事は、確認を行う場合において、当該確認を受けた土地の利用状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該土地の利用状況を知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

4 確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、土地利用方法変更届出書（第13号様式）により、知事に届け出なければならない。

5 知事は、確認を行った後において、前項の規定による届出その他の資料により当該確認に係る土地が第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該確認を取り消すものとする。

6 確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、土地所有者等の地位の承継届出書（第14号様式）により、知事に届け出なければならない。

（土壤汚染関係施設の廃止等の通知）

第42条 条例第47条第2項の規定による通知は、土壤汚染関係施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所

有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者) に対して行うものとする。

2 条例第47条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用が廃止された土壤汚染関係施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに調査対象物質の種類
- (2) 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- (3) 条例第47条第1項の規定による報告を行うべき期限

(汚染原因の調査等)

第43条 条例第48条第1項及び第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 土地の利用の履歴
- (2) 特定有害物質及び特定有害物質を含む固体又は液体（以下「特定有害物質等」という。）の取扱いを行い、又は行っていた施設の名称、設置場所及び使用期間
- (3) 取扱いを行い、又は行っていた特定有害物質等の種類及び量
- (4) 特定有害物質等の取扱いを行い、又は行っていた施設における作業を含む工程
- (5) 特定有害物質等の排出及び廃棄の方法
- (6) 特定有害物質等に係る事故に関する記録
- (7) その他汚染の原因を推定するために有効な情報

2 条例第48条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内に、汚染原因調査結果報告書（第15号様式）により行わなければならない。

- (1) 条例第41条の規定による届出を行った者 当該届出を行った日
- (2) 条例第47条第1項の規定による調査を行った者 条例第47条第1項の規定による報告を行った日
- (3) 条例第48条第3項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止計画の作成等)

第44条 条例第50条第1項に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 汚染の状況

- (2) 汚染の拡大の防止措置を行う区域
- (3) 汚染の拡大の防止措置の方法
- (4) 汚染の拡大の防止措置の開始及び終了の予定時期
- (5) 汚染の拡大の防止措置の期間中の環境保全対策

2 条例第50条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第16号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 条例第48条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日
- (2) 条例第49条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第45条 条例第50条第2項の規定による報告は、汚染拡大防止措置完了報告書（第17号様式）により行わなければならない。

(騒音発生施設の設置等の届出)

第46条 条例第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第18号様式）により行わなければならない。

2 条例第56条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第56条第2項（条例第57条第2項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第58条ただし書に規定する規則で定める範囲)

第47条 条例第58条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(騒音発生施設の設置等の届出)

第26条 条例第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第9号様式）により行わなければならない。

2 条例第38条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第38条第2項（条例第39条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第40条ただし書に規定する規則で定める範囲)

第27条 条例第40条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第48条 条例第60条(条例第74条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第56条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設(振動発生施設)使用全廃届出書(第19号様式)により行わなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第49条 条例第64条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第20号様式)により行わなければならない。

2 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第64条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものであるとする。

(振動の規制基準)

第50条 条例第67条第1項の振動の規制基準は、別表第16のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第51条 条例第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第21号様式)により行わなければならない。

2 条例第68条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第68条第2項(条例第69条第2項及び第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第52条 条例第75条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(氏名等の変更の届出)

第28条 条例第42条(条例第56条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第38条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設(振動発生施設)使用全廃届出書(第10号様式)により行わなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第29条 条例第46条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第11号様式)により行わなければならない。

2 条例第46条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第46条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものであるとする。

(振動の規制基準)

第30条 条例第49条第1項の振動の規制基準は、別表第11のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第31条 条例第50条第1項、第51条第1項又は第52条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第12号様式)により行わなければならない。

2 条例第50条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第50条第2項(条例第51条第2項及び第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第32条 条例第57条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 条例第75条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第53条 条例第75条第2項、第76条第1項及び第105条第7号の規則で定める者は、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の第一種指定化学物質（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）とする。

(管理方針等の提出等)

第54条 条例第75条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第52条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、過去に条例第75条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

2 第52条第2項の規定は、条例第75条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。

3 条例第75条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第55条 条例第76条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

2 条例第76条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書（第22号様式）により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

2 条例第57条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第33条 条例第57条第2項、第58条第1項及び第86条第3号の規則で定める者は、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の第一種指定化学物質（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）とする。

(管理方針等の提出等)

第34条 条例第57条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第32条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、過去に条例第57条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

2 第32条第2項の規定は、条例第57条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。

3 条例第57条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第35条 条例第58条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

2 条例第58条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書（第13号様式）により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

- 3 第52条第2項の規定は、条例第76条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第76条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書（第23号様式）により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

（地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表）

第56条 条例第78条第2項又は第79条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

（地球温暖化対策計画の作成義務者等）

第57条 条例第81条第1項及び第105条第8号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

（地球温暖化対策計画の作成等）

第58条 条例第81条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間として、作成しなければならない。

- 2 条例第81条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書（第24号様式）により行わなければならない。
- 3 第52条第2項の規定は、条例第81条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第81条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書（第25号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第81条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第26号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第59条 条例第84条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

- 3 第32条第2項の規定は、条例第58条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第58条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書（第14号様式）により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

（地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表）

第36条 条例第60条第2項又は第61条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

（地球温暖化対策計画の作成義務者等）

第37条 条例第63条第1項及び第86条第4号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

（地球温暖化対策計画の作成等）

第38条 条例第63条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間として、作成しなければならない。

- 2 条例第63条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書（第15号様式）により行わなければならない。
- 3 第32条第2項の規定は、条例第63条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第63条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書（第16号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第63条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第17号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第39条 条例第66条の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

(省エネルギー性能の表示)

第60条 条例第84条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(省エネ性能説明推進員の選任義務者)

第61条 条例第84条第2項及び第105条第9号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

(省エネ性能説明推進員の選任等)

第62条 条例第84条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第27号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第84条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

(原動機の停止の特例)

第63条 条例第89条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(6) 略

(原動機の停止の周知義務者)

第64条 条例第90条第2項及び第105条第10号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

(情報提供すべき環境に係る事項)

(省エネルギー性能の表示)

第40条 条例第66条の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

第4章 自動車等の排出ガス対策

(原動機の停止の特例)

第41条 条例第71条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(6) 略

(情報提供すべき環境に係る事項)

第65条 条例第92条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第66条 条例第92条第2項及び第105条第11号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第67条 条例第92条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第28号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第92条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第68条 条例第93条第1項及び第105条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第69条 条例第93条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

2 条例第93条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書（第29号様式）により行わなければならない。

3 第52条第2項の規定は、条例第93条第2項、第4項及び第5項の規定に

第42条 条例第74条の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第43条 条例第75条第1項及び第86条第5号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第44条 条例第75条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

2 条例第75条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書（第18号様式）により行わなければならない。

3 第32条第2項の規定は、条例第75条第2項、第4項及び第5項の規定に

よる公表について準用する。

- 4 条例第93条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書（第30号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第93条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書（第31号様式）により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第70条 条例第95条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

（条例第96条の規則で定める営業を営む者）

第71条 条例第96条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

（条例第99条の規則で定める物質）

第72条 条例第99条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

第6章 雑則

（条例第102条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者）

第73条 条例第102条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

（公害防止責任者の設置等の届出）

第74条 条例第102条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第32号様式）により行わなければならない。

よる公表について準用する。

- 4 条例第75条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書（第19号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第75条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書（第20号様式）により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第45条 条例第77条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

（条例第78条の規則で定める営業を営む者）

第46条 条例第78条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

（条例第80条の規則で定める物質）

第47条 条例第80条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

第6章 雑則

（条例第83条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者）

第48条 条例第83条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

（公害防止責任者の設置等の届出）

第49条 条例第83条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第21号様式）により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第75条 条例第106条第2項の身分を示す証明書は、第33号様式による。

(条例第107条の規則で定める工場又は事業場)

第76条 条例第107条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(受理書の交付)

第77条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の届出を受理したときは、受理書(第34号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

第78条 略

別表第10 (第20条関係)

略

別表第11 (第29条関係)

<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。</u>
<u>六価クロム化合物</u>	<u>検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。</u>
<u>シマジン</u>	<u>検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。</u>
<u>シアン化合物</u>	<u>検液中にシアンが検出されないこと。</u>
<u>チオベンカルブ</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>
<u>四塩化炭素</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>

(立入検査の身分証明書の様式)

第50条 条例第87条第2項の身分を示す証明書は、第22号様式による。

(条例第88条の規則で定める工場又は事業場)

第51条 条例第88条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(受理書の交付)

第52条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第50条第1項、第51条第1項又は第52条第1項の届出を受理したときは、受理書(第23号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

第53条 略

別表第10 (第20条関係)

略

<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
<u>1, 3-ジクロロプロペン</u>	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
<u>ジクロロメタン</u>	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
<u>水銀及びその化合物</u>	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
<u>セレン及びその化合物</u>	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
<u>テトラクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
<u>チウラム</u>	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
<u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u>	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
<u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u>	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
<u>トリクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
<u>鉛及びその化合物</u>	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
<u>砒素及びその化合物</u>	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
<u>ふっ素及びその化合物</u>	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。

<u>ベンゼン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
<u>ほう素及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。</u>
<u>ポリ塩化ビフェニル</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>
<u>有機りん化合物</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>
<u>備考 測定方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法に定める方法による。</u>	

別表第12 (第29条関係)

<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。</u>
<u>六価クロム化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。</u>
<u>シアン化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。</u>
<u>水銀及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。</u>
<u>セレン及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。</u>
<u>鉛及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。</u>
<u>砒素及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。</u>
<u>ふっ素及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。</u>
<u>ほう素及びその化合物</u>	<u>土壤1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。</u>
<u>備考 測定方法は、土壤含有量調査に係る測定方法に定める方法による。</u>	

別表第13 (第29条関係)

カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。

<u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u>	<u>1リットルにつき1ミリグラム以下であること。</u>
<u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u>	<u>1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。</u>
<u>トリクロロエチレン</u>	<u>1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。</u>
<u>鉛及びその化合物</u>	<u>1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。</u>
<u>砒素及びその化合物</u>	<u>1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。</u>
<u>ふっ素及びその化合物</u>	<u>1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。</u>
<u>ベンゼン</u>	<u>1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
<u>ほう素及びその化合物</u>	<u>1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。</u>
<u>ポリ塩化ビフェニル</u>	<u>検出されないこと。</u>
<u>有機りん化合物</u>	<u>検出されないこと。</u>
<u>備考 測定方法は、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法に定める方法による。</u>	

別表第14 (第31条関係)

<u>油臭</u>	<u>認められないこと。</u>
<u>油膜</u>	<u>認められないこと。</u>
<u>備考</u>	
<u>1 油臭の測定は、試料水100ミリリットルを共栓三角フラスコ300ミリリットルに入れ、ふたをして摂氏約25度で30分間放置した後、フラスコを揺すり動かしながら栓をとり、直ちに臭気の有無を試験する。</u>	
<u>2 油膜の測定は、シャーレ（直径94ミリメートル、高さ20ミリメートル）に水を静かに50ミリリットルを量り入れ、シャーレ</u>	

の下に黒い紙を敷き、明るい場所で液面を目視で観察する。

別表第15 (第32条、第35条関係)

1	地下タンク (消防法 (昭和23年法律第186号) 第10条第1項の製造所、貯蔵所又は取扱所に設置される地下タンクであって、ガソリンを貯蔵するものに限る。)	ベンゼン
2	射撃場 (銃砲で射撃を行う施設であって、鉛を主成分とする弾丸を使用するものに限る。)	鉛及びその化合物

別表第16 (第50条関係)

略

別表第11 (第30条関係)

略

第2号様式（第13条、第34条、第48条関係）

氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）（第45条第2項・第60条（第74条において準用する場合を含む。））の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第13条、第34条関係）

施設使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）（第45条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第2号様式（第13条、第28条関係）

氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）（第42条（第56条において準用する場合を含む。））の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第13条関係）

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）

使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設）の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第14条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・土壤汚染関係施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条、第46条及び第61条第3項（第74条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第14条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条及び第43条第3項（第56条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第8号様式 略

第9号様式 (第30条関係)

汚 染 発 見 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

特定有害物質による汚染を発見したので、香川県生活環境の保全に関する条例第41条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚 染 の 概 要	
汚染に対して講じた応急措置の内容	
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第8号様式 略

第10号様式（第33条関係）

土壤汚染関係施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第43条第1項（第44条第1項・第45条第1項）の規定により、土壤汚染関係施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
土壤汚染関係施設の種類		※施設番号	
土壤汚染関係施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	

- 備考 1 土壤汚染関係施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第15に掲げる名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

別紙

土壌汚染関係施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
規模		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 規模の欄には、能力又は面積等について記載すること。
 2 設置年月日の欄には、設置届出の場合には設置予定年月日を、使用届出の場合には設置年月日を、変更届出の場合には変更年月日を記載すること。

第11号様式（第35条関係）

土 壌 汚 染 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第47条第1項の規定による調査を行ったので、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
使用が廃止された土壌汚染関係施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
調査結果	
土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時	
試料の分析の結果	
分析を行った計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
その他の調査結果に関する事項	
調査を行った機関の氏名又は名称	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式（第41条関係）

確 認 申 請 書

年 月 日

香川県知事殿

申請者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第47条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された土壌汚染関係施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
確認を受けようとする土地の範囲	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式（第41条関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第41条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
土地の利用の方法	
利用方法を変更しようとする土地の範囲	
土地の利用の変更予定年月日	
変更前	
変更後	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式（第41条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第41条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の範囲	
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
承継の原因	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第43条関係）

汚染原因調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第48条第1項（第48条第2項）の規定により、汚染の原因について調査を行ったので、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
土地の利用の履歴		特定有害物質等の取扱いを行い、又は行っていた施設の名称、設置場所及び使用期間	
取扱いを行い、又は行っていた特定有害物質等の種類及び量		特定有害物質等の取扱いを行い、又は行っていた施設における作業を含む工程	
特定有害物質等の排出及び廃棄の方法		特定有害物質等に係る事故に関する記録	
その他汚染の原因を推定するために有効な情報			
汚 染 の 原 因			
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式（第44条関係）

汚 染 拡 大 防 止 計 画 書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第50条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚 染 の 状 況	
汚染の拡大の防止措置を行う区域	
汚染の拡大の防止措置の方法	
汚染の拡大の防止措置の開始及び終了の予定時期	
汚染の拡大の防止措置の期間中の環境保全対策	
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第45条関係）

汚染拡大防止措置完了報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

汚染拡大防止計画に記載した措置が完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第50条第2項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
汚染の拡大の防止措置を行った区域	
汚染の拡大の防止措置の概要	
汚染の拡大の防止措置の開始及び終了の時期	
汚染の拡大の防止措置完了の確認方法及び結果	
汚染の拡大の防止措置の期間中の環境保全対策	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第18号様式（第46条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項（第57条第1項・第58条第1項）の
規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第19号様式（第48条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保
全に関する条例第60条（第74条において準用する場合を含む。）の規定により、次のと
おり届け出ます。

略

備考 略

第9号様式（第26条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第38条第1項（第39条第1項・第40条第1項）の
規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第10号様式（第28条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保
全に関する条例第42条（第56条において準用する場合を含む。）の規定により、次のと
おり届け出ます。

略

備考 略

第20号様式（第49条関係）

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第64条第1項（第64条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第21号様式（第51条関係）

振動発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第68条第1項（第69条第1項・第70条第1項）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第11号様式（第29条関係）

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第46条第1項（第46条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第12号様式（第31条関係）

振動発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第50条第1項（第51条第1項・第52条第1項）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式 (第55条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第76条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第23号様式 (第55条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第76条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第13号様式 (第35条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第58条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第14号様式 (第35条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊟

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第58条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第24号様式 (第58条関係)

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第81条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	
計画期間	年度 ~ 年度
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

備考 略

第15号様式 (第38条関係)

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第63条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	
計画期間	年度 ~ 年度
計画の公表予定年月日	年 月 日
計画の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

備考 略

第25号様式（第58条関係）

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第81条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第16号様式（第38条関係）

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第63条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第26号様式（第58条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第81条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況	
実施状況の公表予定年月日	年 月 日
実施状況の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

備考 略

第17号様式（第38条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者
住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第63条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

事業者の主たる業種	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第37条第2号に該当する事業者
事業の概要	
事業所の名称及び所在地	
地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況	
実施状況の公表予定年月日	年 月 日
実施状況の公表の方法	
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス

備考 略

第27号様式（第62条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第84条第2項（第84条第3項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

電気機器の販売を業とする者の名称			
省エネ性能説明推進員の氏名等	氏名	役職	届出の内容
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の売場面積を有し、特定電気機器を販売するため <input type="checkbox"/> 選任していた省エネ性能説明推進員を変更したため <input type="checkbox"/> 届出義務が消滅したため <input type="checkbox"/> その他届出事項に変更があったため （ ）		
売場面積	㎡		
連絡先	担当部署 担当者 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		

備考 1 届出の内容の欄及び届出の理由の欄は、該当する□にレ印を記入すること。届出の理由の欄で「その他届出事項に変更があったため」に該当する場合は、その内容を（ ）内に具体的に記入すること。

2 新たに選任された者については、講習を修了したことを証する書類の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第28号様式（第67条関係）

自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第92条第2項（第92条第3項）の規定により、自動車環境情報説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

自動車販売事業者の 名称			
自動車環境情報説明 推進員の氏名等	氏名	役職	届出の内容
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
届 出 の 理 由	<input type="checkbox"/> 前年度の自動車販売実績が100台以上であったため <input type="checkbox"/> 選任していた環境情報説明推進員を変更したため <input type="checkbox"/> 届出義務が消滅したため <input type="checkbox"/> その他届出事項に変更があったため （ ）		
前年度の自動車販売 実績	台（ 年度）		
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス		

- 備考 1 届出の内容の欄及び届出の理由の欄は、該当する□にレ印を記入すること。届出の理由の欄で「その他届出事項に変更があったため」に該当する場合は、その内容を（ ）内に具体的に記入すること。
- 2 新たに選任された者については、講習を修了したことを証する書類の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第29号様式 (第69条関係)

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第93条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

略

備考 略

第30号様式 (第69条関係)

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊞

自動車排出ガス対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第93条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第18号様式 (第44条関係)

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第75条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第19号様式 (第44条関係)

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

㊞

自動車排出ガス対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第75条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第31号様式 (第69条関係)

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第93条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第32号様式 (第74条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第102条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第20号様式 (第44条関係)

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第75条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第21号様式 (第49条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者
住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第83条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第33号様式 (第75条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 印

↑
8センチメートル
↓

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第106条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (7) 前条第7号から第13号までに規定する者の工場又は事業場
- (8) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第106条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第34号様式 (第77条関係)

略

第22号様式 (第50条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第87条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 印

↑
8センチメートル
↓

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第87条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (3) 前条第3号から第5号までに規定する者の工場又は事業場
- (4) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第87条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第23号様式 (第52条関係)

略

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第10条—第55条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第56条—第62条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第63条—第69条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第70条—<u>第74条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第75条—第80条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>（管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等）</p> <p>第53条 条例第75条第2項、第76条第1項及び<u>第108条第7号</u>の規則で定める者は、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の第一種指定化学物質（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）とする。</p> <p>第3章 地球温暖化対策</p> <p>（地球温暖化対策計画の作成義務者等）</p> <p>第57条 条例第81条第1項及び<u>第108条第8号</u>の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（省エネ性能説明推進員の選任義務者）</p> <p>第61条 条例第84条第2項及び<u>第108条第9号</u>の規則で定める者は、1,000</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第10条—第55条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第56条—第62条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第63条—第69条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第70条—<u>第72条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第73条—第78条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p>（管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等）</p> <p>第53条 条例第75条第2項、第76条第1項及び<u>第105条第7号</u>の規則で定める者は、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の第一種指定化学物質（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）とする。</p> <p>第3章 地球温暖化対策</p> <p>（地球温暖化対策計画の作成義務者等）</p> <p>第57条 条例第81条第1項及び<u>第105条第8号</u>の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（省エネ性能説明推進員の選任義務者）</p> <p>第61条 条例第84条第2項及び<u>第105条第9号</u>の規則で定める者は、1,000</p>

平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

（原動機の停止の周知義務者）

第64条 条例第90条第2項及び第108条第10号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

（自動車環境情報説明推進員の選任義務者）

第66条 条例第92条第2項及び第108条第11号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

（自動車排出ガス対策計画の作成義務者等）

第68条 条例第93条第1項及び第108条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（航空機による商業宣伝に関する規制基準）

第70条 条例第95条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）午後5時から翌日の午前10時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、正午）までは拡声機を使用しないこと。
- （2）同一地域の上空で航空機を2回以上旋回させながら拡声機を使用しないこと。
- （3）拡声機から発する音量は、地上において65デシベル以下とすること。

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第71条 条例第96条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

（原動機の停止の周知義務者）

第64条 条例第90条第2項及び第105条第10号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

（自動車環境情報説明推進員の選任義務者）

第66条 条例第92条第2項及び第105条第11号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

（自動車排出ガス対策計画の作成義務者等）

第68条 条例第93条第1項及び第105条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第70条 条例第95条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

(条例第97条の規則で定める営業を営む者)

第72条 条例第97条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

(条例第100条の規則で定める物質)

第73条 条例第100条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

(投光器の使用の禁止の特例)

第74条 条例第102条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 法令の規定により使用する場合

(2) 犯罪の予防、捜査その他これらに類する行為のために使用する場合

(3) 災害又は事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助等又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用する時。

(4) 試験又は研究のために使用する場合

(5) 祭典等の催物において、直ちに撤去し、又は移動できる施設により一時的に使用する場合（営利を目的として、誘客又は宣伝のために行う場合を除く。）

第6章 雑則

(条例第105条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第75条 条例第105条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第76条 条例第105条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第32号様式）により行わなければならない。

(条例第96条の規則で定める営業を営む者)

第71条 条例第96条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

(条例第99条の規則で定める物質)

第72条 条例第99条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

第6章 雑則

(条例第102条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第73条 条例第102条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第74条 条例第102条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第32号様式）により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第77条 条例第109条第2項の身分を示す証明書は、第33号様式による。

(条例第110条の規則で定める工場又は事業場)

第78条 条例第110条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

第79条・第80条

(立入検査の身分証明書の様式)

第75条 条例第106条第2項の身分を示す証明書は、第33号様式による。

(条例第107条の規則で定める工場又は事業場)

第76条 条例第107条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

第77条・第78条

第32号様式（第76条関係）

公害防止責任者設置（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第105条第2項の規定により、次のとおり届け出
ます。

略

備考 略

第32号様式（第74条関係）

公害防止責任者設置（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第102条第2項の規定により、次のとおり届け出
ます。

略

備考 略

第33号様式 (第77条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第109条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第109条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (7) 前条第7号から第14号までに規定する者の工場又は事業場
- (8) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- (9) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第109条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第34号様式 (第79条関係)

略

第33号様式 (第75条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第106条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (7) 前条第7号から第13号までに規定する者の工場又は事業場
- (8) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第106条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第34号様式 (第77条関係)

略

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1の表の改正部分、次項、附則第4項中香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）第1の表の改正部分及び附則第5項中香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）第1の表の改正部分 平成20年4月1日
- (2) 第2の表の改正部分、附則第3項、附則第4項中香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則第2の表の改正部分及び附則第5項中香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第2の表の改正部分 平成20年10月1日
- (3) 第3の表の改正部分及び附則第4項中香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則第3の表の改正部分 平成21年4月1日
(提出期限に関する特例措置)
- 2 平成20年度に提出する管理方針等、化学物質適正管理計画、地球温暖化対策計画又は自動車排出ガス対策計画（以下「計画等」という。）に係る第1の表の改正部分による改正後の第34条第1項、第35条第2項、第38条第2項又は第44条第2項の規定の適用については、第1の表の改正部分による改正後の第34条第1項及び第35条第2項中「8月31日」とあるのは「10月31日」と、第1の表の改正部分による改正後の第38条第2項及び第44条第2項中「7月31日」とあるのは「9月30日」とする。
- 3 平成20年度に提出する計画等に係る第2の表の改正部分による改正後の第54条第1項、第55条第2項、第58条第2項又は第69条第2項の規定の適用については、第2の表の改正部分による改正後の第54条第1項及び第55条第2項中「8月31日」とあるのは「10月31日」と、第2の表の改正部分による改正後の第58条第2項及び第69条第2項中「7月31日」とあるのは「9月30日」とする。
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 4 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	<u>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）第52条の規定による受理書の交付</u>	4 特例条例別表第1の26の項(9)の規則で定める事務	<u>香川県公害防止条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）第36条の規定による受理書の交付</u>
5・6 略		5・6 略	

第2

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

1～3 略	
4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第77条の規定による受理書の交付
5・6 略	

1～3 略	
4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第52条の規定による受理書の交付
5・6 略	

第3

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
1～3 略	1～3 略
4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務
香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第79条の規定による受理書の交付	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第77条の規定による受理書の交付
5・6 略	5・6 略

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

- 5 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
別表第4(第4条関係)	別表第4(第4条関係)
1～5 略	1～5 略
6 <u>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第16条第2項第4号及び第23条第2項第2号</u>	6 <u>香川県公害防止条例施行規則(昭和46年香川県規則第42号)第16条第2項第4号及び第23条第2項第2号</u>

第2

改正後	改正前
別表第4(第4条関係)	別表第4(第4条関係)
1・2 略	1・2 略
3 <u>香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号)第51条第2項</u>	

4～7 略

別表第6（第5条関係）

1～4 略

5 香川県生活環境の保全に関する条例第51条第1項

6～13 略

3～6 略

別表第6（第5条関係）

1～4 略

5～12 略